

# お知らせ

ご寄付ありがとうございました

伊沢一郎様から金100万円の寄付をいただきました。

寄付金は国際交流事業に役立たせていただきます。ありがとうございました。

## 農業用軽油引取税 免税証の交付申請について

農業用免税軽油の申請受付が行われます。今年度は、申請窓口が南河内公民館に変更

受付日	受付時間・対象地区	
	9:00~11:30	13:00~15:30
1月23日(金)	石橋全地区	
26日(月)	国分寺全地区	
27日(火)	南河内地区 下原・西区・薬師寺一丁目～六丁目・成田・町田上・町田下・谷地賀上・谷地賀下・下文狭・東田中・西田中・地久目喜・仁良川上・仁良川下・祇園町	南河内地区 本吉田北・本吉田南・絹板・絹板台・台坪山・的場・上坪山・東根・塚越・磯部・川島・上吉田・鯉沼・三王山・西坪山・祇園緑

になりましたのでご注意ください。

### ■場所

・南河内公民館 1階会議室  
※昨年とは会場が変更になりました。

### ■申請の際に持参するもの

- ① 免税軽油使用者証
- ② 印鑑
- ③ 免税軽油の引取りに係る報告書（納品書又は領収書を添付、写しでも可）
- ④ 手数料420円
- ⑤ 耕作証明書（新規申請及び耕作面積が減った場合）

※更新のみの場合、及び耕作面積が増えた場合は耕作証明は不要です。ご注意ください。

### ■注意事項

- ① 新規申請及び交付数量の見

直しを希望される方は、後日の交付になります。

- ② 新規申請及び登録機械の入れ替えがある方は、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ③ 国税および地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ④ 地方税法の規定により農業等に係る免税制度については、現在平成27年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は、前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズです。  
※更新手数料420円はつり銭のないようご協力をお願いします。

### ■問い合わせ先

○ 栃木県税事務所  
軽油引取税調査担当

☎ 0282(23)6882  
○ 下野市農業委員会事務局  
☎ (48)2116

## 国民健康保険 高額療養費の制度改正について

1月診療分から、70歳未満の方の自己負担限度額が、現行3区分から5区分に細分化されます。（表参照）

なお、70歳以上の方の限度額については、変更はありません。

### ■問い合わせ先

市民課 ☎(40)5556

## ■平成27年1月診療分からの70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

区分	適用区分 (所得金額※1)	3回目まで	4回目以降(※2)
ア	901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超 ～901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超 ～600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ※1 所得金額：国民健康保険被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額をさします。  
※2 直近12か月間に、同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合は、4回目からの限度額を適用します。